

承認第 2 号の資料

「寒河江市市税条例の一部を改正する条例」の改正要旨

税目	条項	条例見出し	改正要旨	改正前	改正後
市 民 税	第 2 3 条の 2 第 1 項 ※公益信託に関する法律の施行日の翌年の 1 月 1 日施行	寄附金税額控除	所得税法の規定の見直しに伴う規定の整備		規定の整備
	第 4 2 条第 2 項	市民税の減免	職権による減免を可能とする規定の追加		規定の追加
	第 4 5 条 ※R7. 4. 1 施行		私立学校法の規定の見直しに伴う規定の整備		規定の整備
	第 6 1 条第 2 項	固定資産税の減免	職権による減免を可能とする規定の追加		規定の追加
	第 1 1 9 条の 3	特別土地保有税の減免	規定の整備		規定の整備
附 則	第 2 条の 3 の 2 ※公益法人に関する法律の施行の日施行	公益法人等に係る市民税の課税の特例	規定を削除		規定を削除
	第 4 条の 6	令和 6 年度分の個人の市民税の特別税額控除	令和 6 年度分の個人住民税の特別税額控除に係る規定の新設		規定の新設
	第 4 条の 7	令和 6 年度分の個人の市民税の納税通知書に関する特例	令和 6 年度分の個人住民税の特別税額控除に係る規定の新設		規定の新設
	第 4 条の 8	令和 6 年度分の公的年金等に係る所得に係る個人の市民税に関する特例	令和 6 年度分の個人住民税の特別税額控除に係る規定の新設		規定の新設
	第 4 条の 9	令和 7 年度分の個人の市民税の特別税額控除	令和 7 年度分の個人住民税の特別税額控除に係る規定の新設		規定の新設
	第 5 条	肉用牛の売却による事業所得に係る市民税の課税の特例	法律改正にあわせて改正		規定の整備
	第 7 条の 2	法附則第 15 条第 2 項第 1 号等の条例で定める割合	法律改正にあわせて改正		規定の整備
	第 7 条の 3	新築住宅等に対する固定資産税の減額の規定の適用を受けようとする者がすべき申告	法律改正にあわせて改正		規定の整備
	第 8 条	土地に対して課する令和 6 年度から令和 8 年度までの各年度分の固定資産税の特例に関する用語の意義	法律改正にあわせて改正	令和 3 年度から令和 5 年度	令和 6 年度から令和 8 年度

第 8 条の 2	令和 7 年度又は令和 8 年度における土地の価格の特例	法律改正にあわせて改正	令和 4 年度又は令和 5 年度	令和 7 年度又は令和 8 年度
第 9 条	宅地等に対して課する令和 6 年度から令和 8 年度までの各年度分の固定資産税の特例	法律改正にあわせて改正	令和 3 年度から令和 5 年度	令和 6 年度から令和 8 年度
第 1 0 条	農地に対して課する令和 6 年度から令和 8 年度までの各年度分の固定資産税の特例	法律改正にあわせて改正	令和 3 年度から令和 5 年度	令和 6 年度から令和 8 年度
第 1 2 条	特別土地保有税の課税の特例	法律改正にあわせて改正	令和 3 年度から令和 5 年度	令和 6 年度から令和 8 年度
第 1 3 条の 3	上場株式等に係る配当所得等に係る市民税の課税の特例	特別税額控除に関連して読み替え規定の追加		規定の追加
第 1 3 条の 4	土地の譲渡等に係る事業所得等に係る市民税の課税の特例	特別税額控除に関連して読み替え規定の追加		規定の追加
第 1 4 条	長期譲渡所得に係る個人の市民税の課税の特例	特別税額控除に関連して読み替え規定の追加		規定の追加
第 1 5 条	短期譲渡所得に係る個人の市民税の課税の特例	特別税額控除に関連して読み替え規定の追加		規定の追加
第 1 6 条	一般株式等に係る譲渡所得等に係る個人の市民税の課税の特例	特別税額控除に関連して読み替え規定の追加		規定の追加
第 1 7 条	先物取引に係る雑所得等に係る個人の市民税の課税の特例	特別税額控除に関連して読み替え規定の追加		規定の追加
第 1 7 条の 2	特例適用利子等及び特例適用配当等に係る個人の市民税の課税の特例	特別税額控除に関連して読み替え規定の追加		規定の追加
第 1 7 条の 3	条約適用利子等及び条約適用配当等に係る個人の市民税の課税の特例	特別税額控除に関連して読み替え規定の追加		規定の追加